

韓国産パプリカに対する輸入検査の強化について

検査所におけるモニタリング検査の結果、韓国産パプリカ（生鮮）から、基準値を超えるエトプロホスの検出が確認されました。このため、本日から韓国産パプリカに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、回収、廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 平成15年3月28日 1回目の違反
届出数量及び重量：493カートン、2,465.00 kg
検出農薬：エトプロホス 0.03ppm（基準値：0.02ppm）
届出先：福岡検査所門司検査所支所

- (2) 平成15年4月15日 2回目の違反
届出数量及び重量：814カートン、4,070.00 kg
検出農薬：エトプロホス 0.04ppm（基準値：0.02ppm）
届出先：福岡検査所門司検査所支所

- (3) 平成15年4月16日 3回目の違反
届出数量及び重量：809カートン、4,045.00 kg
検出農薬：エトプロホス 0.12ppm（基準値：0.02ppm）
届出先：福岡検査所門司検査所支所

<参考>

韓国産パプリカ輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成15年4月14日（速報値）

	届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数(件)	違反重量(kg)
冷蔵	3,586	16,042,875	4(*)	11,530.00(*)
冷凍	1	400	0	0

(*) エトプロホス 3件 10,580.00 kg
ジクロールボス 1件 950.00 kg